

<面会交流調停を申し立てる方へ>

1 概要

面会交流とは、別居中又は離婚後に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。

面会交流の具体的な方法については、まずは父母が話し合っで決めることとなりますが、話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に調停又は審判の申立てをして、面会交流に関する取り決めを求めることができます。

この手続は、離婚前であっても、両親が別居中で子どもとの面会交流についての話し合いがまとまらない場合にも利用することができます。

子どもとの面会交流は、子どもの健全な成長を助けるようなものである必要があるため、調停手続では、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を考えて、子どもに精神的な負担をかけることのないように十分配慮して、子どもの意向を尊重した取決めができるように、話し合いが進められます。また、面会交流の取決めの際には、面会等を行う際に父母が注意する必要がある事項について裁判所側から助言したりします。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・対象となる子（未成年者）1人につき1200円
 - 連絡用の郵便切手・・・500円×1枚、140円×1枚、84円×10枚、10円×10枚、1円×5枚
- 合計1585円分

裁判所に提出する書類の中に他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、別紙「非開示希望と当事者間秘匿のご案内」をご覧ください。

3 申立てに必要な書類等

- 申立書2通
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用、申立人用（控え）の3通を作成し、裁判所には、裁判所用、相手方用の合計2通を提出してください。申立人用（控え）は、調停期日に持参してください。
- 事情説明書1通
- 送達場所の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 子（未成年者）の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
 - 戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続で必要な書類等の提出方法等

- ・調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。
- ・書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写し2通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

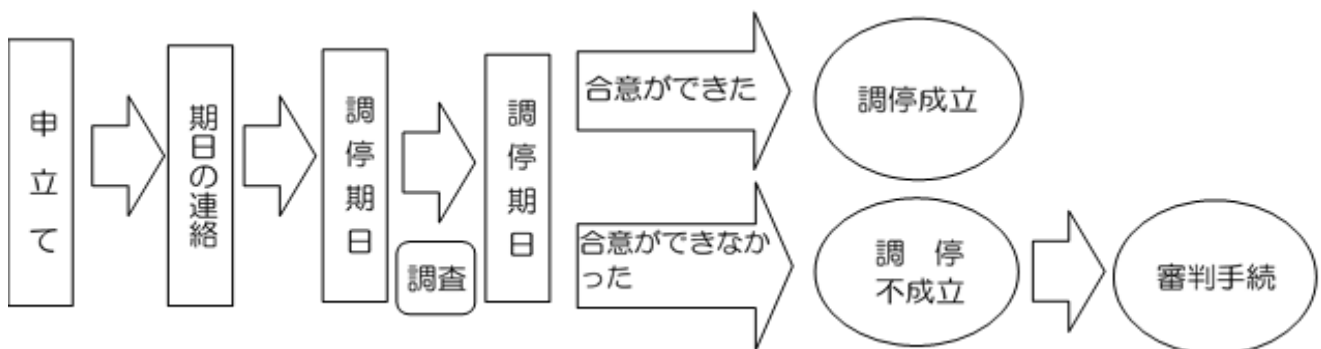
調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうかが判断します。そのため、「非開示希望申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律に定める除外事由がない限り許可されます。

6 調停の進め方について

- ・調停は平日に行われます。1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。
- ・調停手続は非公開です。当事者、代理人以外の方が期日に出席することはできません。
- ・調停の流れは下図のとおりです。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聞きしながら話し合いを進めていくことになります。

なお、必要に応じて、家庭裁判所調査官が、調停期日に立ち会ったり、調停期日の間に未成年の子どもの監護に関する問題等について調査を行う場合もあります。



7 申立先及び問い合わせ先

申立先は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所または相手方と合意した家庭裁判所です。

※ 相手方と管轄裁判所について合意があるときは、管轄合意書の提出が必要です。

相手方の住所地が栃木県内の場合の申立先は、別紙「申立先一覧」のとおりです。